平成２９年（フ）第１５号
北海道斜里郡小清水町字小清水773番地の５
債務者　三上　芳子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
北海道網走市鱒浦１丁目４番１号つくしヶ丘団地公住ＰＣ01
債務者　泉　　徳浩
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
岩手県北上市新穀町１丁目６番７号
債務者　菊池　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１２４号
宮城県遠田郡美里町牛飼字清水江139番地１　プレステージ山の神201号、従前の住所宮城県遠田郡美里町中埣字外時132番地１
債務者　伊藤　達哉
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
宮城県遠田郡美里町牛飼字清水江139番地１　プレステージ山の神201号、従前の住所宮城県遠田郡美里町中埣字外時132番地１
債務者　伊藤　小巻
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第６７７号
川崎市多摩区西生田１丁目８番１－704号
債務者　辻元　君枝
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２００号
金沢市金石東１丁目11番６号　市営住宅６棟201号
債務者　近藤　吉彦
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５１号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字立切東８番地１　テイクワンマンション401号
債務者　小瀬　豪人
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３７８号
愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地10　サンシティ戸崎ガーデン　505
債務者　岡田　修一
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
愛知県豊田市上原町上原44番地　エメラルドホーム302号、前住所名古屋市中村区太閤通３丁目45番地　プレサンス名古屋ＳＴＡＴＩＯＮアライブ706号
債務者　小池　佳子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７９号
兵庫県西宮市今津山中町９番16号
債務者　栗栖　貴子（旧姓和氣）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９４号
兵庫県尼崎市稲葉荘１－９－８－204、住民票上の住所大阪市北区西天満３丁目３番21－202号
債務者　谷口　信樹
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０号
山口県岩国市装束町１丁目２番28号
債務者　重村　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第２９号
山形県最上郡戸沢村大字古口3104番地145
債務者　和田　和子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第５６９号
神奈川県厚木市栄町１丁目５番５－201号
債務者　伏見　侑也
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５８８号
神奈川県南足柄市飯沢184番地１　メゾングランディ103、前住所静岡県田方郡函南町上沢956番地の１　パサディナハイツ228
債務者　田村　憲太
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７５号
山口県周南市大字栗屋501番地の１
債務者　伊崎みのり
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
山口地方裁判所周南支部